

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成26年4月16日（水）午前10時

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|--------|------|--------|
| 委員長 | 志摩浩志君 | 副委員長 | 前島広紀君 |
| 委員 | 木野田誠君 | 委員 | 中馬幹雄君 |
| 委員 | 厚地覺君 | 委員 | 新橋実君 |
| 委員 | 岡村一二三君 | 委員 | 下深迫孝二君 |

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 常盤信一君

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

- 5 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

- 6 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

あいら農業協同組合管理担当参事 永野則雄君 あいら農業協同組合企画広報室長 神崎真一君

- 7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 甲斐平君

- 8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

陳情第1号 陳情書（「鹿児島県制度資金利用に伴う信用保証料補助制度の創設」について）

陳情第2号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書の提出を求める陳情書

- 9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開会 午前10時00分」

○委員長（志摩浩志君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。本日は去る3月28日の本会議で本委員会に付託になりました陳情1件と、閉会中の継続審査となっておりました陳情1件の審査を行いたいと思います。ここで委員の皆様にお諮りを致します。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。まず陳情第2号、TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書の提出を求める陳情書について陳述人の説明を求めます。

○管理担当参事（永野則雄君）

去る2月25日に陳情を行っております。本日、私JAあいらの管理担当参事をしております永野と申します。隣におりますのが事務局の企画広報室長の神崎でございます。この二人が出ておりますのでよろしくお願い申し上げます。陳情の趣旨につきましてはお手元の3枚紙で準備をさせてい

いただきました。簡潔にそちらのほうで説明をさせていただきたいと思います。2月22日から25日にかけて、シンガポールで開催されましたTPP閣僚会合、これにつきましては米国が強硬な姿勢に終始したことから、交渉において各国との溝が埋まらず大筋合意には至っておりません。しかしながらTPP交渉は4月23日米のオバマ大統領のアジア歴訪、日本には24日で日米首脳会談というスケジュールになっているようでございます。また5月にもAPECの貿易担当大臣会合があります。これらを見据えまして、非常に予断を許さない厳しい状況が続いております。加えまして、先般日豪のEPAが今月の7日に実質合意に至ったことから、TPPも一気に日米合意に至るのではないかと大変危惧をしているところでもございます。私どもJAと致しましては、交渉がいかなる状況となった場合でも農林水産業のみならず、国益が守られるよう政府方針となっております国会及び自民党による決議が必ず実現されること、それと併せまして政府が国民への十分な情報開示を行うことを求めるために、市議会に対しまして政府宛て意見書を提出いただくよう陳情するところでございます。なお、2月には県議会それと始良市議会が3月19日、湧水町でも4月2日に採択をいただいたところでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。なお、2月25日に陳情をお願いしましたが、県下一斉の取組ということで非常に取組が遅れましたことをまづもってお詫びを申し上げたいと思います。なお、参考までに自民党が出しております守るべき国益、これが昨年の2月に自民党の中で整理されております。6項目ほどございまして、一つが守るべき国益と致しましては農林水産品における関税ということで、米・麦・牛肉・乳製品・砂糖等の農林水産物の重要品目が、引き続き再生産可能となるよう除外または再協議の対象となること、それと自動車等の安全基準・環境基準・数値目標等、それと③で国民皆保険、公的薬価制度を、④が食の安全安心の基準でございます。それと次のページですが、⑤ISD条項とございます。これは毒素条項とも言われておりますけれども、国の主権を損なうようなISD条項には合意しないことといったようなところもございます。それと⑥で政府調達と金融サービス業という、これらが守るべき国益というふうに自民党では整理されております。それらを踏まえまして昨年の3月、自民党のほうでTPPにつきまして、また決議がなされております。5項目ほどございますが、その冒頭1番目のほうで、アンダーラインを引いておりますけれども、守るべき国益をいかにして守るかについて明確な方針と十分な情報を国民に速やかに提示しなければならないと、また先ほどの決議でございますが本年2月に自由民主党外交経済連携調査会で採択した決議を遵守し、その実現に向けた戦略的方針を確立するべきであるということと、5番目のほうに、特に自然的地理的条件に制約される農林水産分野の重要5品目等や、これまで営々と築き上げてきた国民皆保険制度など聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合には脱退も辞さないものとするという、こういった自民党の決議。それと衆参の農林水産委員会でもまたTPP交渉参加に関する決議がなされております。これらは衆参の農林水産委員会ですから、農林水産品を中心とした決議となっておりますが、1番目に米・麦・牛肉・豚肉・乳製品・甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について引き続き再生産可能となるよう除外または再協議の対象とすること、10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと、それと安全のところですが、2番目、残留農薬食品添加物の基準、遺伝子組換え食品の表示義務、遺伝子組換え種子の規制、輸入原材料の原産地表示、BSEに係る牛肉の輸入措置等において、食の安全安心及び食糧の安定生産を損なわないこと、それと3番目が

温暖化の関税の森林、それと4番目が漁業関係でございます。それと5番目これがI S D条項のところでございますが、濫訴防止策等を含まない国の主権を損なうようなI S D条項には合意しないこと、それと6番目に自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を優先し、それが確保できないと判断した場合は脱退も辞さないものとする。それと情報開示のところは7番目に出ております。これらの自民党あるいは衆参の農林水産委員会の決議、これらを政府の基本方針としながら、引き続き対応をお願いしたいといったような中身となります。よろしくお願ひ申し上げます

○委員長（志摩浩志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（新橋 実君）

先日、オーストラリアとのE P Aが認められたわけですが、それについての見解はどのように考えていらっしゃるのかお伺いしておきます。

○管理担当参事（永野則雄君）

日豪のE P Aにつきまして合意内容を持ってきておりますけれども、やられたという思いでいっぱいでございます。と申しますのは、真綿で首を締められるような結果だったのかなと思っております。牛肉につきましては38.5%の関税を冷蔵なり冷凍13年から18年かけて、それぞれ約半分近くなります。農林水産省の談話等を見ても、国産和牛には影響はないといったような整理がされております。また、米の関税につきましても除外といったような形になっておりますが、やはり輸入牛肉が入ってくれば、やはり何らかの形でホルズもそうですし、当然和牛に下位部位、影響が出てまいります。そういった意味では私たちとしてはやられてしまったという、そういった思いがしております。ただ、当初T P Pの中でオーストラリアが主張していたものに比べたら、2国間の中での交渉結果というのはそこまで厳しくなかったのかなという、日本政府は頑張ったのかなというそういった思いもしております。

○委員（新橋 実君）

その中で日本政府は、今後はやはり今のオーストラリア政府と決定したようなことを前提に、やっていくというようなことで言われておりますけれども、それについてはどういうふうにお考えですか。

○管理担当参事（永野則雄君）

一つの流れとしては日豪のE P Aで関税の水準、これが一つの基準とはなると思っております。今のままでゼロか100かというこの議論の中では、やはりこれも交渉でございます。日本の国としての対応もあるわけですから、そのところはよしとしていませんけれども、交渉の方向としてはあるのかなというふうに思っております。

○委員（厚地 覺君）

今、参事はやられた感じがすると言われましたけれど、それではなぜ、日豪E P Aの問題でJ Aは声を上げられなかったのか。T P Pの問題にしても明日から閣僚会議が開かれる、そして1週間後は首脳会談が開かれる。大筋合意は決まっていると思うんですよ。だから今になってこの提出が2月20日ですか。なぜそれ以前に出されなかったのか。やはり農家を守る、国益を守るというんだ

ったら、もうちょっと早め早めに先手先手にやるべきだと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○管理担当参事（永野則雄君）

今、委員からおっしゃられた意見につきましては誠にそうだと思っております。ただ、冒頭申し上げましたように、JAグループ鹿児島としてこういった陳情活動に取り組むというのが決まったのが、2月12日でございます。それらを受けまして冒頭申し上げましたように、県議会のほうに中央会会長ならびに経済連会長が陳情して、採択をいただいたという、そういった流れの中で動いてきた関係で、私どもの陳情書を出すのが遅れてしまったという、そのところは本当に否めないところでございます。また先般、始良市議会のほうでもやはり陳情が遅れたこと、これにつきましては非常に厳しく注文が出ておりまして、今後はなるべく間に合うように対応なり、そういったところは県の農政連を含めて、また私どもも意見を申し上げていきますし、また私どもとしてもやはりそういったところの議会の開催日程等を含めて、その辺の情報についてはすべからず収集をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○委員（厚地 覺君）

今回の日豪のEPAの大筋合意で、畜産振興の財源に関税で今までいくら充てられていると思われませんか。

○管理担当参事（永野則雄君）

申し訳ございません。今の質問につきましてちょっと細かなデータを持っておりませんのでお答えしかねます。申し訳ございません。

○委員（厚地 覺君）

畜産振興に充てられるのは年間1,040億円なんですよ。そしてまた今回、EPAで100億円の損失なんですよ、1年目から。だから、これだけ関税が下がってくればどうなるのか。我々としては、このTPP後の問題に対して農協はどのように取り組まれるのか、私はそれが先だと思えます。後手後手になるかも分かりませんが、まずその辺を農協としてはどうお考えですか。

○管理担当参事（永野則雄君）

TPP後の農業農村の在り方を含めて、JAがどのような役割を担っていくのかというそういった質問だろうと思っておりますが、今現在、TPPの妥結後は考えておりません。と申しますのはいずれ妥結はするのでありましようが、今の時点で私どもとしては公に結果を論じることはできないと思っております。ただ新聞等でも御案内のとおり、全国農業協同組合中央会をはじめと致しましてJA改革プランを今、出してございます。それらで討議を行いながら、JAが地域の中で担っていくべき役割、これらにつきましても新たな改革の方向等を今、検討してございますので、そういった流れの中で始良市域の農業なり、そういったところの取組というのはJAとしては、ぜひ積極的にやっていきたいと考えております。

○委員（厚地 覺君）

今、どこもなんですよけれども正組合員より準組合員のほうが多いというのが問題になっていきますけれども、やはり農家を守る立場のJAとしてはTPP後をどうするか、やはり組合員は心配しているわけですから、この辺が先だと思うんですよ。もうちょっとその辺をやはり組合員にもしっかりと説明していただいて、納得いく政策をとっていただきたいと思えます。今はこれだけ政府が農業

に対し、いろいろと打ち出していますけれども、やはり農家人口が減少する先細りがあるわけですから、やはりそれも一つの視野だと思うんですよ。その辺をもう少しはっきりと説明していただきたいと思います。

○委員（新橋 実君）

例えば今、話がありましたけれども、米とか麦とか重要品目となっているわけですがけれども。米・麦でどれだけ農家が潤うかと言っても知れているわけです。一期作、二期作となっても今、鹿児島県以外では私たちもまだ勉強不足なんですけれども、FOEAS事業といって地下灌漑システムで農地を畑化して、レタスやいろんな栽培もしながら三期作、四期作、五期作というような形で五耗作ですか、そういうような形で連作をしながらその一つの畑を一反歩10万だったのを、50万、100万というような形で、そういうふうな形でどんどん農家が利益を得るような形で進めているところがいっぱいあるわけですよ。ところが鹿児島県は、一部やっているところもありますけれども、そういった施策を農協が本当にやっているかと、私は今のところ始良はほとんどないと思うんですけれども、蒲生が一部やりだしましたけれど、やはりそういった施策も農協も先頭を切ってやってほしいと思うんですよ。今、そういったことを農協が主体となってされていますか。

○管理担当参事（永野則雄君）

構造改善を伴うような、そういった取組というのはあいら農協はまだやっておりません。さきほどあったように、始良地域としてもそういった取組というのはまだないかと思っております。ただ先ほどからありますように、行政のほうで人・農地プランを一昨年ぐらいから作っておられます。それらに対応する形で今、担い手を含めて細かなところ詰めておりますが、あいら農協としても地域営農ビジョンという形で担い手のところをどうするのか、あるいは重要品目をどうするのか、そのところあるいは耕地の集約、そういったところを今、議論しております。今現在担い手のところ、これは人・農地プランも担い手が出てまいりますので、そのところを市なりあるいは県も含めて今、調整をしながら農協としてどういったことをやるのかという形での取組というのを今、策定しつつあるところでございます。

○委員（新橋 実君）

市も今、圃場整備を昔はもう反当二、三十万掛かっていたのを、二、三万でできるような形で進めようということで今、農地のほうでだいぶ進めております。例えば一反歩、二反歩だったのを一町歩、二町歩にしようということで、とにかく大規模農家をつくりましょうということで、そういうような形で進めているわけですがけれども、やはりそういったところには農協さんもいろんな形で手伝いをいただいて、やるべきではないかと私は思うわけです。誰でもできるような形で、それが担い手を育てる、そういうところにも力を貸していただきたいと。市とも協力をいただいてやるべきだと私は思いますけれども、今後、そういったところにも力を貸していただきたいと思いますけれどもいかがですか。

○管理担当参事（永野則雄君）

農地のところではございますけれども、本年4月より農地中間管理機構が県の公社のほうに出来ております。まだ細かいところが見えてきていないんですけれども、先般も地域振興局単位で、行政も含めて説明会があったところでございます。その中で農地のところにつきましても、私どもの力

量もございます。これまで流動化団体としての指定も受けておりませんが、実績もないんですが、やはり農地の中間管理機構のほうからの要望としても、相談窓口それと制度の周知そのところはきちっとやっていただきたいということと、行政との連携もそれぞれとってくれということもございまして、私どもとしてもあいら農協、そういった方向の中できちっと窓口もつくりながら対応させていただきたいと考えております。

○委員（新橋 実君）

この意見書ですけれども、内容が少し変わってくるんじゃないかと思うわけです。T P P交渉において、衆参農林水産委員会決議や自民党決議を必ず実現することとなっているわけですから、この辺の内容についてはどのような形で考えていらっしゃるのか。もうこのままいくのか、その辺はいかがですか

○管理担当参事（永野則雄君）

このT P P交渉あるいは日米の事務レベルあるいは閣僚級、正式な情報というのは出ておりません。そういった中で私どものスタンスとしては、やはりこの自民党の決議あるいは衆参の農林水産委員会の決議、これがやはりベースだと思っております。それと少し余談なんですけれども、先ほど国益という話をしました。農業だけではないんです。ところが自動車のことも全く出てきません。農業だけ出てきます。ここが非常に意図的などころを、マスコミなのか分かりませんが感じておられて、私どもとしてはやはり地域を守る、当然私たちは農業団体ですから農業もありますが、地域経済という、地域もやはり守っていくという、その視点が非常に大事だと思っておりますので国益なり、あるいはここで出ております自民党の決議、そのところはやはりしっかり守っていただきたいということは、やはり堅持をしたいと思っております。

○委員（岡村一二三君）

一点だけお尋ねしておきたいんですが、冒頭の説明の中で自民党の決議という話をされましたけれど、農協さん自身としてはどのように考えていらっしゃるのか。農家を守るのは農協さんですよ。農家があって農協があると思えますけど、自民党ではないと思えます。自分たちで発案して私はされるのが妥当な考え方につながるのではないかと思います。T P Pのこの陳情書に反対するわけではございませんが、農業は昔から生命産業と言われているわけなんです。ただし先ほども準組合員、正組合員の話も出ました。正組合員に対してどのような農業政策を今後、進めていくのかが基本になると思えます。準組合員を増やして貯金・共済を推進されるスタッフを揃えていらっしゃるんですよ。ただし、正組合員の農業支援策として技術員の農家指導、それらが全然見えないと農家の方がおっしゃるわけなんですけれども、そういったことを踏まえて今後、J Aさんはどのような農家のための農業政策を講じようと言われていらっしゃるのか、分かっているらっしゃれば、一言この場で教えていただきたいと思えます。

○管理担当参事（永野則雄君）

まず、正準のところでございますけれども、あいら農協は今、準組合員が確か 56%です。約 2 万 2,000 人のうちの 56%が準組合員になっております。ただ私どもと致しましては、女性を含めて正組合員への加入運動というところの取組というのを、やらしてはいただいております。また規制改革会議等でもこの準組合員が増えているという、そのところの農協批判というのはございます。た

だ私どもと致しましては、地域の中でやはりJAに対して共感をいただいた、事業利用もそうですし、そういった方々が準組合員になっているという、そういう思いもございます。そういったところで、正準のところは今、考えているところでございます。それともう一点、農業政策のところ先ほど申しましたように、私ども地域営農ビジョン、これをできれば今月から来月中にかけて理事会まで報告したいと考えているんですけれども、そちらのほうの中で重点品目、例えばゴボウであったり、あるいは西部地域であれば有機野菜とか、共通と致しましては畜産の繁殖のところ、そういったところを数字も出しながら、また担い手の数なりあるいは面積等も出しながら全体的にまず、大きな枠組みをつくって、それらに基づいて指導部門のほうもそれぞれ営農センター単位あるいは本所も含めて対応していくということで今、考えているところでございます。

○委員（岡村一二三君）

せっかくの機会ですので、もう一点だけお尋ねしておきたいと思います。JAさんのほうで正組合員なんですが、今まで負債があつてなかなか償還ができないという話も聞きます。負債整理も始まっていますよということなんですが、この霧島市管内、JAさんの関係なんですが、始良郡でもいいんですけれど、負債金額は全体でどれぐらい積み上がっているんですか。結局、負債整理をするという考え方もあるようですが、負債整理をするには結局農家から農地をもらったりいろいろしないと負債整理は始まって来ないと思うんですが、そうするともうその方は農業はできないということになるんですけれども、その辺の睨み合わせはどのようになっていますか。

○管理担当参事（永野則雄君）

負債のところ、ちょっと数字は持ってきておりません。今朝もその資料は見ていたんですけれども、基本的に負債と申しまして私ども査定をやります。その中で制御先があつて、要注意先があつて、要注意先も分かれるんですけれども、破綻懸念先、実質破綻先、そして破綻先というふうになります。それで、一番の問題は実質破綻先あるいは破綻先、破綻先というのは法的に破綻になっております。そういったところに対しまして、それぞれに債権についてどういった形で流動化するかという、その取組はさせていただいております。それともう一点は、負債整理という要は資産処分、そちらにつきましては私どもは最後の最後の手段でござります。私どもとしては、購買の供給にしても未収金供給をしますが、そちらのほうもだんだん条件的に厳しくなってくると、現金供給に変えたりとかという対応はさせていただいておりますけれども、基本的には農家が経営を継続できるような形の対応をさせていただいております。ただやはり、債権回収については一つには信頼関係もございます。やはり約束をしながら何回も破ったりとかというのが出てくると、やはり疑念がつかざるを得ません。そういったところについては、回収に着手するよという形の意思表示はさせていただいております。ただ、最終的に回収に入る場合は法的なところ、あるいは自己破産を含めてそういったところについて、せざるを得ないというのが私たちの立場だろうと思っております。

○委員（下深迫孝二君）

せっかくですから、一つ、二つは聞いてみましょう。まずこの意見書です。今回、こうして持って来られたわけなんですけれども、まず議会が3月議会に間に合うようにしていただかないと、次は6月議会ですよ。これは今、閉会中の審査をしているわけですから。そしたら6月議会が終わって初

めて上げられるということになると、さきほどから御意見も出ていましたけれど、もうTPPの話はアメリカと近いうち決着をみるんじゃないですか。おそらく私はそういうふうに見ていますが、国政選挙で全国農業協同組合中央会さんは自民党さんに旗を上げて一生懸命皆さん応援していただいて、これだけは守るよと、自民党さんでは言うておられているようだけれども、政府としてはそうではないですよ。これはいろんな駆け引きもあるし、取引もあるでしょうから。今はああいうふうに言っていますけれども。現実的には私はアメリカともかなりのところで合意をしていくのかなというふうに思うんですが、そこら辺はどのように農協さんのほうとしては捉えていらっしゃるんですか。

○管理担当参事（永野則雄君）

申しわけなく思っております。この議会の期日に間に合わず、そのところは本当にお詫び申し上げます。それとあらかじめ大筋合意がもうできているんじゃないかという話もあります。新聞等にも出たりします。ただ、それはあくまでも新聞報道等でありまして、私どもとしては例えば昨日、甘利大臣と自民党のTPPの西川委員長のところ、これは自民党議員との会議をやっております。その中でもやはり、守るべきに国益あるいはその決議を踏まえて対応するという、甘利大臣の発言もございます。そういったことを私どもはやはり信頼しながら、やはりここを1か月なり、一番きついのは今週から来週だと思っておりますけれども、そのところやはり対応していかなくてはいけないのかなという思いでございます。

○委員（下深迫孝二君）

信頼したい気持ちは分かりますよ。だけれども現実的にはそれでアメリカがのむのかなといったときに、これはもう世間相場から言って、今のニュース等を聞いたり、新聞を見たりしますと、おそらく大方はのまざるを得ないのかなというふうに思っていますけれども、やはり国益を守るということを書いていられるわけだけれども、これはもう後ろから鉄砲を向けられているようなものですよね。これを聞かないとアメリカもこうするよということで、言っているわけですから、そこら辺今後、近いうちに結果も出るんじゃないかというふうに私は思っておりますけれども、もう少しTPPの交渉が始まるということは早い時期から報道されているわけですよ。ですからこういうものはもっとやっぱり先手を打たれていれば、3月議会が終わった辺りで提出ができたのかなということも思っております。もう1点は準組合員が非常に多くなっているということを今、おっしゃっていました。正組合員と準組合員の区別と言いますか、正組合員はこういうメリットがありますよ、準組合員であればここまでしかメリットはありませんよとか、何かあったらお聞かせいただきたい。

○管理担当参事（永野則雄君）

正組合員と準組合員との違いは、農協法の中でしっかり書かれておまして、共益権というのがございます。農協の事業を利用するという権利、あるいは私どもあいら農協ですと組合員になりますと、人間ドックの受診料は4,000 幾ら農協から助成しますとか、そういった経済的なメリットもでございます。それと去年の10月から総合ポイントという制度が鹿児島県内でJAでスタートしております。その中でも農協の事業を利用する割合に応じて、ポイントが還元されるわけですが準組合員と組合員でない方のポイントは倍近くございます。そういった差を付けたりとか、そういった諸々

ございます。それと基本的に正組合員と準組合員が違うのは総代になる権利とか、あるいは総会・総代会での議決をするという、意思決定のそのところが大きく違ってまいります。基本的に意思決定権限はないけれども、農協事業を利用するあるいは農協のいろんな所の組織を通じて運営に参画するということは、正会員も準会員も変わりませんが、農協の意思決定機関は総会あるいは総代会でございますので、そのところで大きく違うというところがございます。

○委員（下深迫孝二君）

私も農協の総代をさせていただいております。早目に集めて全部資料に目を通していただいて総会の時はシャンシャンと収まるように毎年されているわけです。農協さんは農家のための農協かなと今までもずっと思っていました。ただ農協さんも、もうそうではなくなっているんですよ。ガソリンがいつときいいといえばスタンドを始められた。自動車の修理工場を始められた。車の販売を始められた。葬儀屋が儲かると言えば、葬儀屋をどんどん造っていかれる。本当に農家のためのものというのは何かあるのかなといったときに、私も畜産を7年間やってみました。一番高いときに初めて、一番悪いときをずっと過ごしてきて、去年の8月で全部やめましたけれども。農協さんは牛を出せば手数料を取られるわけですよ。今、牛が安いからといって手数料もまけてもいただけないわけですよ。そして、7年間払い続けてきました。飼料を持って来てくださいと言えれば喜んで持ってきていただけるんです。それはなぜかと言えれば、飼料を売ればそれだけの手間がでるからですよ。まず取りっぱぐれもないということもあるわけですから。だからもっとさきほどから出ているように、いろんな事業を手掛けられることも大事ですよ。職員も食べさせていかなければいけないわけですから。もっと本当に農家のためにも、もう少し汗掻いていただく必要があるのかなと、そうすればやはり農家を続けられる後継者もどんどん育っていくだろうし、今の状況でははっきり言って農家はご飯を食べられないんですよ。ということも思いましたので、そこら辺はどのようにお考えか一言聞かせていただけますか。

○管理担当参事（永野則雄君）

私は代表理事組合長ではございませんから、私の意見ということで、おっしゃられるとおりでと思います。例えばあいら農協の収益の構造を見ますと、販売購買で約3割から4割です。信用共済が6割でございます。そういった経営形態ということも一つは御理解いただきたいと思います。ただそういった中でも、おっしゃられるように農業振興なり営農指導あるいは飼料購買も含めてそのところはしっかりとやっていくべきだと思っております。ただ私があまり言うと、私以外の担当参事がおりますのであまり言えないんですけども、少なくとも私ども考え方としては今、言ったようなところで取組のほうはさせていただきたいと考えています。ありがとうございます。

○委員（下深迫孝二君）

やはり、どなたでもオープンに言えるようでないと、ほかの者がこれを言ったから後で当たり障りがあるというのでは、開かれたJAではないわけです。もう少しやはり農家が大事だというふうに思っただくのならば、ほかの事業で儲かることも大事ですけども、農家で一生懸命食べている人たちもいるんだということを、念頭に置いていただきたいということをお願いしておきます。

○委員（木野田誠君）

T P P交渉反対の陳情ということでお見えになっているわけですけども、逆に私はお茶を生業

にしておりますけれども、お茶の中でもお茶をこれから海外に輸出をしないとイケないと、特にアメリカが中心になっているわけですが、牛肉にしても香港とか中国とか富裕層に売り込みをしていかなければならないという形で一生懸命やっております。今朝の新聞で海外で売り込みをしている写真が出ていましたけれども、その辺のTPP反対のほうとそれから農協さんも海外に売り込まないといけないというのはあるわけですが、今後のことになるかと思っておりますけれども、その辺の兼ね合いはどういうふうに私どもは理解したらいいんですかね。

○管理担当参事（永野則雄君）

外国への輸出のところでございますけれども、個人のところの先進的な農家では個別に取り組みられている事例もあるかと思っております。ただ私ども鹿児島県下におきましては、私も経済連を中心としながら牛肉なりあるいはお茶も含めて、そういった対応というところの枠組みをしているところでございます。ただ例えば九州管内でも福岡でいきますと、あそこは今、全農ですけれども全農の福岡あるいは単農でもそういった取組に今、着手しているところもございます。先般、九州産業大学の先生がお二人お見えになりまして、そういったところのニーズの話をちょっとさせていただいたんですけれども、やはり私たちいろんな仕掛けをしたいと思っておりますけれども、例えば外国に輸出する場合のそういった手続とか、そういったところの情報を全く持っていないものですから、大学の先生は福岡のほうだったものですから、できれば今後、そういった情報もいただければといったような相談もしたところでございます。ただ、全体の流れとしては私も鹿児島県の場合は、鹿児島県経済連を中心としながらの輸出対応というところであろうと考えております。

○委員（木野田誠君）

今、お話をされたように私個人で考えますと、今日いい機会ですから話をさせていただきますけれども、今までの農協に対する考え方はそれなりに満足をしているんですけれども、こういうふうに農産物が非常に疲弊してくると、常日ごろ考えるのは農協はもうちょっと売り込みに一所懸命ならんといけないんじゃないかなと、そればかり考えるんですよ。例えばお茶にしても我々は海外輸出をしようかというようなことになったときに、今、おっしゃいました貿易のシステム、そこら辺を我々はノウハウがない、どうしても消費者に勉強をさせてもらったりということになるんですけれども、一番身近な農協にそこら辺を一生懸命勉強してもらって、しかもその資金もやっぱりそこら辺は余り絞らずに出してもらいたいというようなふうに思うんです。出すんだったら今、不採算性の部分は農協独自でやっております、そこ辺の事業も切っていても構わないんじゃないかなというふうに思っているんですけれども、ただ私がTPP交渉については反対するのは、例えばお茶の場合はTPP交渉は成立したほうがいいですよ。ほとんど輸出になるわけですから、例えばアメリカと税金関係はないほうがいいですからね。だけどやはりさきほどから申されているようにいろんな、大きく言えば国益という形になりますけれども、いろんな影響するものがありますよね。例えば宮崎の口蹄疫が出た時に、牛の話だと、我々には関係ないと思っておりますけれども、だけど経済がだんだん口蹄疫の影響で低迷してきて、我々の生産物、お茶などにも必然的に生活にも影響をしていくというようなところがあるから、我々はTPPに反対しているわけですから、そういうところも踏まえて、さきほどから申し上げましたように、やはり今後は農協も国内ももちろんですけど、海外についても販売力をぜひ付けていただきたいと。ひょっとすると行政よ

りものんびりしていらっしやるところもあるんじゃないかなという気がしてならないんです。一つよろしくをお願いします。

○委員（厚地 覺君）

この陳情書を出されたのは、あいら農業協同組合代表理事組合長、樋脇建治。県農民政治連盟始良総支部支部長、樋脇建治なんですけれども、この大事な陳情書を出されるのに、常務とか組合長はなぜ今日は出てこられなかったのか。参事で役不足とは言わないですけれども、我々としては組合長の生の声を聞きたかったんですよ。こういう陳情書をだされる以上は本人自らが出てきて説明すべきだと思うんですよ。

○管理担当参事（永野則雄君）

本日は組合長、常務含めて10時からそれぞれ会議が入っております。それともう一点は、私職員でございますけれども、登記をしてございます。裁判上の権限は私も代理ができるようになっておりますので、代理という意味で本日はお伺いさせていただいたということは御理解賜りたいと思います。それと厚地委員からの今のお言葉はうちの常勤のほうにはお伝え申し上げます。

○委員（厚地 覺君）

この日程調整はもう早くから分かっておったわけですから、やはりそれに合わせてやっていただきたいと思っております。

○委員（中馬幹雄君）

このTPPとは少し離れますけれども、私も一応地区の総代をしております。去年の資料も見まして思ったのは、国分の地区総代会にも出席したんですが、やはり農家のための農協であってほしい。というのは技術員の人数は少ないんですよ。確か四十何名しか技術員はいなかったようでございます。特に始良地域は大きくなったわけですから、それぞれの専門部的にやはり農家を全部回るような形で、やはり生産がなければ販売もできないという気持ちがあります。畜産におきましては割と専門の方がいますけれども、蔬菜、そういうものに関しましては少し手薄ではないかと考えておりますので、その辺もやはり先ほどからありますように、共済・貯金そういうのが6割以上でしょう。やはり農協は本来は生産のほうで、経済連のほうの主になるべきではないかと考えておりますので、その辺はよろしくをお願いします。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにはございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにはないようですので、これで陳述人に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩をいたします。

「休 憩 午前10時44分」

「再 開 午前10時50分」

○委員長（志摩浩志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。陳情第2号についての自由討議に入ります。意見はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（志摩浩志君）

ないようですので、陳情第2号についての自由討議を終わります。次に陳情第1号、陳情書「鹿児島県制度資金利用に伴う信用保証料補助制度の創設」についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（岡村一二三君）

この陳情第1号については、3月7日に陳述もいただきました。執行部の説明もいただいたわけですが、結果的に利子補助と保証料補助の二ついただきたいという結論だったと思います。従ってこの件については、二重に補助金・保証料を出すという形になると思いますので、ここは慎重に霧島市独自の財政がどうなのか考えるべきだと思うところであります。

○委員（木野田誠君）

この前の審査のときに、農業関係はいろいろ補助があるからというような話がありましたけれども、いろいろ見てみますと今、岡村委員がおっしゃいましたように商工関係は利子補給があると、それでこの保証料の補助というのは、農業関係についてもありません。ここもやはり先ほど委員がおっしゃいましたように慎重にするべきではないかなというふうにも思います。

○委員（中馬幹雄君）

前回の説明の中でも、場合によっては暫定的にやると。もしこれを一括全部するとなると、さきほどからありますように二重というような考えもあります。ですから、従来どおりどうしてもという案件が出た場合は仕方がないだろうと思いますけれども、この件につきましては二重補助は控えたほうがいいんじゃないかと考えます。

○委員（新橋 実君）

本来であれば霧島市も現在、1%の利子補助やっているわけですがけれども、ただし平成24年から26年については実行分の借入れ金額の2%補助ということで倍の補助をやっているわけです。そういう中で、限度額も40万ということになっているわけですので、この中で保証料補助をするということになると、さきほどから皆さんのほうから話がありますように、二重になるような形になりますので、慎重にしたほうがいいんじゃないかと私も考えます。

○委員長（志摩浩志君）

委員長を交代します。

○副委員長（前島広紀君）

委員長を交代します。

○委員（志摩浩志君）

商工会員としての立場で意見を出しますけれども、近年規制緩和によりまして大型店の進出、また大型スーパーの進出などで、市内の小売店、小さな企業は大変今、難儀をしております。そういう面から見まして、なんらかの支援がほしいところでもありますけれども、先ほどから皆さん方の委員の中から出ておりますように慎重にという意見が多いようですが、できるものなら1%でも御支援を頂けたら小売業者の励みにもなるかなというような考えであります。慎重に審議をさせていただきまして、できますものなら陳情を採択していただければというような意見を述べさせていただきます。

○副委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。委員長を交代します。

○委員長（志摩浩志君）

委員長を交代します。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので陳情第1号についての自由討議を終わります。以上で自由討議を終わります。次に議案処理を行います。まず陳情第1号、陳情書「鹿児島県制度資金利用に伴う信用保証料補助制度の創設」について討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（岡村一二三君）

私は自由討議の中でも若干申し上げましたが、本陳情書については先ほど申し上げましたように二重の補助制度になるということをごさいます、他市の状況を見ましても薩摩川内市、富士通の関係、薩摩川内市の原発、そういった優遇的な取扱いは、特別に経済対策という観点からなされております。経済対策の話ではありませんけれども、本市では商工業関係についても住宅リフォーム関係事業、そしてプレミアム商品券関係、いろんな助成を単独でやってきております。執行部のほうとしても説明では全く考えないということではございませんで、他市の状況を見ながら臨機応援に対応をさせていただきたいという説明もしておりますので、本件についてはとりあえず私としましては、不採択が妥当というふうに認識しております。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（志摩浩志君）

ほかにないようですので、以上で討論を終わります。採決します。陳情第1号について採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（志摩浩志君）

起立者2名、起立少数と認めます。したがって陳情第1号は不採択すべきものと決定いたしました。次に陳情第2号、TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書の提出を求める陳情書について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（志摩浩志君）

討論なしと認めます。採決します。陳情第2号について採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

○委員長（志摩浩志君）

異議なしと認めます。したがって陳情第2号は全会一致で採択すべきものと決定しましたので、賛成された委員で、産業建設常任委員会として意見書を議提として提出することになりますが、意見書については、陳情者がお示しされた（案）のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにいたします。字句や言い回しなどの調整については、委員長に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにいたします。提出先についても（案）のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにいたします。また、本会議での趣旨説明は、委員長がいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにいたします。なお、意見書を議提として提出することから、この陳情の委員長報告はありませんので、御了承ください。以上で議案処理を終わります。次に委員長報告に付け加える点はありませんか。

〔「委員長一任という声あり」〕

○委員長（志摩浩志君）

委員長に一任ということです。委員長報告については委員長に一任させていただきます。次にその他として何かございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（志摩浩志君）

なければこれで本日の日程はすべて終了いたします。以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午前10時55分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委員長 志 摩 浩 志